

認定NPO法人さわおとの森
強度行動障害支援者養成研修 学則

【事業所の名称・所在地】

第1条 本研修は、次の事業所が実施する。

認定NPO法人さわおとの森

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎 6 3 番 1

【目 的】

第2条 この事業は、行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対し、適切な支援を行なう職員の人材育成を目的とする。

【実施課程及び形式】

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱に定める

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程
- ・強度行動障害支援者実践研修（実践研修）課程

【研修事業の名称】

第4条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- ・強度行動障害支援者実践研修（実践研修）

【研修事業計画】

第5条 本事業は、毎年度下記のように実施する。

回数	実施期間	募集定員
1回～2回	1ヶ月～ 2ヶ月以内	各30名

【受講対象者】

第6条 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）・・・原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者又は予定者

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）・・・強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】修了者

【研修参加費用】

第7条 研修参加費用は次の通りとする。

内 訳	金 額	納付形態	納付期限
受講料	基礎研修・実践研修 税込み各 16,500 円	一括納入	受講開始一週間 前まで
テキスト代 (第 8 条)	税込み 3,520 円	〃	〃

【使用教材】

第 8 条 研修に使用する教材は、強度行動障害のある人の「暮らし」を支えるとその教材 DVD（中央法規出版、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク監修）を使用する。

【研修カリキュラム】

第 9 条 研修を修了する為に履修しなければならないカリキュラムは基礎研修および実践研修共に別表 1 の通りとする。

【研修会場】

第 10 条 前条の研修を行うために使用する会場は、下記の通りとする。

講義部分：オンライン（zoom）

演習部分：地域拠点センター

〒981-0112 利府町利府字八幡崎 6 3 番 1

【担当講師】

第 11 条 研修を担当する講師は別紙『宮城県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）開催要綱』の通りとする。

【募集手続き】

第 12 条 募集手続きは次の通りとする。

- （１）研修受講希望者は、当法人宛に受講希望の旨を連絡する。（募集期間内に直接持参又は郵送か FAX で申し込む）。
- （２）希望者は、募集期間であれば、定員に達するまで応募を受け付ける。
- （３）受講決定者は、指定された期日までに受講料を納入する。納入方法は、直接持参または振込とする。但し、一度納入した受講料は、いかなる場合も返還はしない。

【研修の実施方法】

第 13 条 研修の実施方法等については次に定めるとおりとする。

- （１）講義部分：オンライン（zoom）研修
- （２）演習部分：集合研修での事例検討・分析に関する演習、グループワークによる演習

【修了の認定】

第 14 条 第 9 条に定めるカリキュラムをすべて受講したものを修了と認定する。

【研修欠席者の扱い】

第15条 理由の如何に関わらず、研修開始から20分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は電話等で当法人に必ず連絡する。但し、演習の欠席は認められない。出欠の確認は口頭での確認により出欠表に記載される。

【補講について】

第16条 本研修の一部を欠席した者は、欠席した時間に相当する時間を、担当講師による補講を受けることにより、当該科目を修了した者とみなす。補講に関する受講料については、別途徴収する。また、補講の実施は当法人において実施する。

2 受講料は、一時間につき1,000円とする。

【受講の取り消し】

第17条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

【修了証書等の交付】

第18条 研修修了の認定方法は次に定めるとおりとする。

- (1) 第14条により修了を認定された者は、当法人において、宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱により修了証書を交付する。
- (2) 修了証書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行ができる。ただし、修了証書の再発行にかかる料金については、それぞれ1枚につき1,000円を受講者の負担とする。

【修了者名簿管理の方法】

第19条 修了者名簿の管理方法については次に定めるとおりとする。

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、宮城県より指定された様式に基づき宮城県知事に報告する。
- (2) 修了者の出席・成績に関する書類、実習終了確認書、受講者及び修了者に関する台帳は、当法人にて5年間、これを保管する。

【研修事業執行組織及び連絡先】

第20条 〒981-0123 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1

認定NPO法人さわおとの森

強度行動障害支援者養成研修事務局（利府こども発達センター内）

連絡先：022-290-3567

【施行細則】

第21条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、宮城県と相談し当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成30年9月1日から施行する。

この学則は、令和3年6月1日から施行する。

この学則は、令和4年6月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日より施工する。

この学則は、令和6年4月1日より施工する。

この学則は、令和6年6月26日より施工する。

この学則は、令和7年6月1日より施工する。